

議案第 十七号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例について

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
別紙のように改正する

昭和四十二年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年参月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第
二三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「単純な労務に雇用さ
れる者」の下に「（地方公営企業法第十五条第一項に規定する企業職員を除く。）」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。